

令和 7 年 2 月 1 8 日

関 係 各 位

福岡県筑前海釣漁業協議会
会 長 松 田 武 治
(公 印 省 略)

奈多、志賀島沖に於けるサワラ曳縄漁業について（注意喚起）

現在、奈多、志賀島沖にてサワラ曳縄漁業を操業している漁船がいます。当該海域に漁船や遊漁船、プレジャー船等、船が密集しているとの情報がありました。サワラ曳縄操業の際に、漁船後方100m程度、漁具がある可能性があります。そこで、トラブル防止の観点から以下の内容にご協力の程宜しくお願い致します。

記

- ① サワラ曳縄漁船の船尾から100m程度距離をあけて航行してください。
- ② 操業中の漁船の妨げにならないよう船の密集は避けてください。
- ③ サワラ曳縄漁船の進行方向前方で停船してジギングをする等、危険ですので、進行方向前方に停船する等はお控えください。

以上

※ご不明な点等ございましたら以下までお問合せください。

福岡県筑前海釣漁業協議会
事務局 福岡県漁連企画指導課
TEL:092-713-1162